

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています

指定の番号	国土交通省関東地方整備局長 第 21 号
指定の有効期間	令和5年10月20日から5年間
機関の名称	株式会社 高良GUT
主たる事務所の住所	東京都千代田区神田三崎町三丁目 2 番 15 号 ORIENT BLD. No.68 GUARANTEE21 6 階 電話番号 03-6265-6428
代表者氏名	代表取締役社長 首藤 憶良
業務区域	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に 関する省令(平成11年建設省令第13号)第15条第1号から 第6号の2まで及び第9号から第14号の2までに掲げる区分
取り扱う建築物等	(1) 延床面積が5,000㎡以内で高さが45m以内の全ての建築物 (2) 尿尿浄化槽、合併処理浄化槽及び令第146条第1項に掲げる建築設備 (建築物に取り付けるものにあつては、(1)に掲げる建築物に 取り付けるものに限る。) (3) 令第138条第1項及び第3項第二号に掲げる工作物(高さが20mを 超えるものを除く。また、建築物に取り付けるものにあつては、 (1)に掲げる建築物に取り付けるものに限る。)
実施する業務の態様	建築基準法に基づく建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定